

(仮称) 盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例 骨子案について 意見を募集します

盛岡市では、道路などにおける客引き行為等を禁止する条例を制定し、禁止区域を定め、禁止区域内での客引き行為等を禁止することにより、女性や子どもたちなどの市民や、観光等で盛岡を訪れた方々が安心して歩いて楽しめる、安全なまちづくりを推進することを目的とし、「(仮称) 盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例」の制定に向けた検討を進めています。

このたび、条例の骨子案を作成しましたので、市民の皆様の御意見を募集いたします。

《募集要項》

1 パブリックコメントの実施方法

「盛岡市パブリックコメント実施要綱（平成 16 年 4 月 9 日市長決裁）」に基づき行います。

2 意見の募集期間

令和 7 年 6 月 16 日（月曜日）から令和 7 年 7 月 7 日（月曜日）まで
（郵送の場合は 7 月 7 日（月曜日）必着、郵送以外は同日 17 時まで）

3 意見の提出方法

次の方法によります。

なお、電話など口頭による意見はお受けできませんので御了承ください。

【インターネットを使った方法】

応募フォームからの応募（表示されたページ内の「応募フォーム」から行えます）

- ・盛岡市公式ホームページ（広報 ID：1052047）

https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1052047.html

【書類による方法】

「5 資料の備え付け場所」に備え付けの用紙又は任意の用紙に、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所、電話番号及び意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

○郵送の場合 〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 くらしの安全課 あて

○ファクスの場合 019-622-6211（代表） くらしの安全課 あて

○持参の場合 市役所本館 6 階くらしの安全課へ直接お持ちください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

4 意見への回答

後日、市ホームページ及び「5 資料の備え付け場所」で公表する予定です。

寄せられた意見は、個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

5 資料の備え付け場所

- ・市役所本館 6 階のくらしの安全課
- ・市役所本館 6 階の情報公開室
- ・市役所本館 1 階の窓口案内所
- ・都南総合支所 1 階の窓口案内
- ・玉山総合事務所 1 階のホール
- ・盛岡市保健所 1 階の受付
- ・若園町分庁舎
- ・青山、太田、築川の各支所
- ・飯岡、乙部、巻堀、玉山、薮川の各出張所
- ・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス 1 階）
- ・中央、西部、河南、都南、渋民の各公民館

6 問い合わせ先

盛岡市市民部くらしの安全課

〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 盛岡市役所本庁舎本館 6 階

電話：019-603-8008（ダイヤルイン）

電子メール：kurasi@city.morioka.iwate.jp